

農政第71号
令和6年5月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	毛里田地区 【清原町・原宿町・只上町・富若町】 (原宿町、只上町1区、只上町2区、富若町、市場町、高瀬町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は北関東自動車道太田桐生インターチェンジを中心に国道50号、122号と幹線道路が整備され産業拠点としての優位性が高い地域である。そのなかで農用地については土地改良事業が行われ集団性が保持されているが、地区内農業者が高齢化しているなか水稻における新規就農者の確保は難しい状況にある。また地区内耕作者は、いつどこで非農業的土地利用への転換が生じるか分からぬなか農業経営に対する長期的な展望が描きづらい実情がある。

市街化区域に隣接している地区は、土地利用の混在化が生じていることから効率的かつ総合的な農業上の土地利用は難しい状況にある。また水路の一部老朽化や機能不全、農業者の減少や地区内コミュニティの希薄化による水路・畔等の農業経営基盤の維持管理も難しい状況となっている。

一方、新規就農に伴う、高付加価値型農業の実践も行われており、交通利便性を活かした新たな市場の開拓も期待される。

今後とも農業者の高齢化に伴い、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、基盤整備事業等、地域の農業基盤を強化するとともに分散する担い手の農地を集約化しつつ、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の農業者における農地の集積・集約化を進めることで農業上の土地利用を確保しつつ、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	163 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	163 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】